

揖斐川町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、光熱費等高騰の影響を受ける、高齢者施設等、障がい者施設等及び医療機関等（以下「施設等」という。）の持続的なサービス提供を支援するため、予算の範囲内で、支援金を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「高齢者施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設、同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所及び同条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。
- (2) 「障がい者施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、同条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。
- (3) 「医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する病院及び診療所並びに医療法（昭和23年法律第205号）第2条第1項に規定する助産所及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定による施術所の開設の届出を知事に行っている者をいう。

(対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、令和5年4月1日時点で、町内に所在する別表第1に掲げる高齢者施設等を運営している者又は障がい者施設等で別表2に掲げるサービスを提供している者若しくは医療機関等を開設している者とする。ただし、町直営施設及び町指定管理者制度導入施設（揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成

17年揖斐川町条例第215号) 第8条で指定された施設をいう。)は、除くものとする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団(揖斐川町暴力団排除条例(平成24年揖斐川町条例第5号。次号において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあつては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。))を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。))が暴力団員等であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。))
- (4) 役員等が、暴力団員等を使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等に

において、無資格受給又は不正受給を行った者

(10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体から返還依頼等に応じていない者

(11) 法令等に違反した者又は法令等に基づく町長の処分に違反した者

(12) 第6条第1項の規定による申請をした者に対し町長が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者

(13) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと町長が認める者

(支援金の金額)

第5条 対象事業者に交付する支援金の金額は、次の各号に掲げる施設等（令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）する施設等を除く。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 別表第1の入所系の区分に該当する高齢者施設等 別表第3の定員の規模に応じた額

(2) 別表第1の通所系の区分に該当する高齢者施設等 137,300円

(3) 別表第1の訪問系の区分に該当する高齢者施設等 45,000円

(4) 別表第2の入所系の区分に該当する障がい者施設等 別表第4の定員の規模に応じた額

(5) 別表第2の通所系の区分に該当する障がい者施設等 82,400円

(6) 別表第2の訪問系の区分に該当する障がい者施設等 45,000円

(7) 医療機関等 別表第5の区分に応じた額

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、高齢者施設等及び障がい者施設等については支援金交付申請書（様式第1号）（医療機関等については、様式第2号）に支援金算定調書（様式第3号）、振込先確認書（様式第4号）、誓約書（様式第5号）及びその他申請において必要とみとめられる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 申請書類の提出期限は、令和5年11月30日とする。

(支給の決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、支援金の交付の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金交付決定通知書（様式第6号）により通知し、支援金を交付するものとする。

3 町長は、支援金の不交付の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金不交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

（決定の取消し）

第8条 町長は、前条第2項の規定により支援金の交付の決定を受けた者が、法令等若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき又は誓約書に虚偽の誓約をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、支援金返還通知書（様式第8号）により通知し、その返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除等）

第10条 第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、町長は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。

2 町長は、第7条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、第8条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、町長は、前条の規定により、期限を決めて、返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第11条 対象事業者は、第9条の規定により支援金の返還を命ぜられた場合であって町長が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、

まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

4 町長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事業があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第12条 町長は、この告示に基づく支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告を求め、又は対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(帳簿等の保存期間)

第13条 対象事業者は、支援金の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、申請の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1

区分	対象となる施設等
入所系	ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 認知症対応型共同生活介護事業所 エ 地域密着型介護老人福祉施設 オ 養護老人ホーム
通所系	カ 小規模多機能型居宅介護事業所 キ 通所介護事業所 ク 通所リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。） ケ 地域密着型通所介護事業所 コ 認知症対応型通所介護事業所

訪問系	サ	訪問介護事業所
	シ	訪問入浴介護事業所
	ス	訪問看護事業所（みなし指定を除く。）
	セ	訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）
	ソ	居宅介護支援事業所

別表第2

区分	対象となるサービス
入所系	ア 療養介護
	イ 施設入所支援
	ウ 共同生活援助
	エ 短期入所（空床利用型事業所を除く。）
通所系	オ 生活介護（障害者支援施設の日中活動サービスを除く。）
	カ 就労移行支援
	キ 就労継続支援A型、就労継続支援B型
	ク 児童発達支援
	ケ 放課後等デイサービス
訪問系	コ 居宅介護
	サ 重度訪問介護
	シ 同行援護
	ス 相談支援

別表第3

入所系高齢者施設規模（定員）	金額（円）
20人未満	111,000
20人以上40人未満	333,000
40人以上60人未満	555,000
60人以上80人未満	777,000
80人以上100人未満	999,000
100人以上120人未満	1,221,000
120人以上140人未満	1,443,000
140人以上160人未満	1,665,000

160人以上180人未満	1,887,000
--------------	-----------

別表第4

入所系障がい者施設規模（定員）	金額（円）
20人未満	111,000
20人以上40人未満	377,400
40人以上60人未満	643,800
60人以上80人未満	910,200
80人以上100人未満	1,176,600
100人以上120人未満	1,443,000

別表第5

医療機関区分	支援区分	金額（円）
ア 病院、 イ 有床診療所	光熱費	11,000円（1床当たり支援単価）×病床数
	食材料費	8,235円（1床当たり支援単価）×病床数
ウ 無床診療所、 エ 歯科診療所、 オ 助産所、カ 薬局	光熱費	1施設当たり22,500円
キ 施術所		1施設当たり15,000円